

規格・基準などの事前意図公告

（この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 の L に基づくものです。）

工業標準化法に基づく工業標準の改正について

下記のとおり工業標準化法に基づき、工業標準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は理由を付して文章でご提出下さい。

記

1 件 名

工業標準の改正について

2 工業標準の名称及び番号並びに趣旨・目的

- (1) 船舶 JIS F 2001 船舶及び海洋技術－ボラード
Ships and marine technology－Bollards

対応する規格として ISO 13795 :2012「Ships and marine technology-Ship's mooring and towing fittings-Welded steel bollards for sea-going vessels」が制定されたため、この国際規格に合わせて現行規格の改正を行う。原則として国際規格を和訳しているものの、旧 JIS が規定する我が国独自の呼び寸法を併記しているなど、一部日本の独自規定を含んでいる。今回の改正により、ボラードの海外への輸出に貢献することが期待される。

主な改正事項は、ISO 13795 において規定する呼び寸法、材料、構造、製造及び検査に関する要件等の追加である。

- (2) 船舶 JIS F 8073 船用電気設備－第 5 0 1 部：個別規定－電気推進装置
Electrical installations in ships - Part 501: Special features -
Electric propulsion plant

対応国際規格である IEC60092-501「Electrical installations in ships - Part 501: Special features - Electric propulsion plant」が改正され、2013 年に第 5 版が制定されたことに伴い、国際規格と整合を図るため、改正を行う。改正する規格は、国際規格と一致するよう、IEC60092-501 を和訳したものである。今回の改正は、SOLAS 条約を遵守する立場から重要であるとともに、電気推進装置の海外への輸出に貢献することが期待される。

主な改正事項以下のとおり。

- ① 高調波フィルタリングについて、フィルタの監視、保護回路、海上承認試験等の要件を追加した。
- ② ボッド推進器に対する個別要求事項の中で、スリップリングに対する試験の要件及び、方位駆動装置の追加始動インターロックの要件を追加した。
- ③ パワーマネジメントシステム試験の要件を追記した。
- ④ 推進用設備の安全な状態での運転を確立するために、始動プロセスが推進設備に損害を与えないよう、始動インターロックの要件を追記した。
- ⑤ 附属書 A（規定）において、保護及び警報マトリックスを明確に示すため、図 A.1－監視アイテムを備えた推進装置を追加したほか、表 A.1～4 の内容へも要件を追加し、見直した。

- 3 施行予定日
平成 2 9 年 6 月以降
- 4 意見提出先
国土交通省海事局船舶産業課
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 3
T E L (03)5253-8111 (内)43-625
T E L (03)5253-8634 (直通)
F A X (03)5253-1644
- 5 関連情報入手先
(一財)日本船舶技術研究協会
〒107-0052 東京都港区赤坂 2 - 1 0 - 9
ラウンドクロス赤坂 4 階
T E L (03)5575-6427
F A X (03)5114-8941
- 6 意見提出期限
平成 2 9 年 5 月 2 6 日